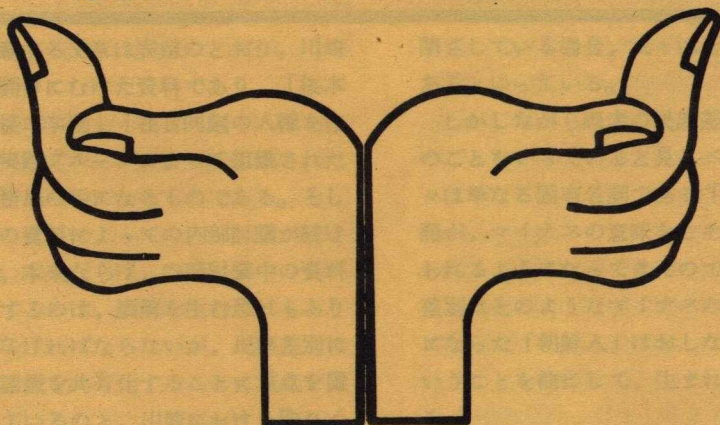


民闘連 ニュース

1977. 1 第17号



目 次

■民族差別とは何か (1)	
川崎市の奨学金制度における民族差別を糾す委員会	1
■在日韓国人の地域実践活動報告	
—川崎— 就学案内要求と奨学金制度の民族差別撤廃運動	4
■「民族差別と人権小委員会」出発にあたって	7
■「第一回全九州在日韓国人・朝鮮人の人権に関する報告交流集会」開かれる	9
■一年間の活動を振り返って	12
サハリン裁判実行委事務局	
■ミニ情報	15
■資料案内	19
■編集後記	

民族差別とは何か (1)

川崎市の奨学金制度における 民族差別を糾す委員会事務局編

ここに掲載する文章は表題のとおり、川崎市の奨学金闘争にむけた資料であり、「桜本保育園」「桜本学園」「在日同胞の人権を守る会」等の実践グループによって組織された委員会の事務局の手になるものである。そして、現在この資料によつての内部討議が続けられている。本来ならば、内部討議中の資料を広く公開するのは、誤解を生む恐れもあり慎重を期さなければならないが、民族差別に対する基本認識を共有化することに重点を置いて書かれているのと、川崎における取りくみの経過と方向性が整理されて書かれていることにおいて、紹介する意義があると思い、あえて掲載したものである。

(編集部)

■ 民族差別とは何か

我々は民族差別とは何なのかということをこの間、ずっと討議して来た。一度整理する必要がある。

普通民族差別というとき、ふたつのことをいっている。ひとつは、蔑視する、バカにするというような意味であり、もうひとつは、日本人と区別をし、こちらに不利な条件を設けている場合に民族差別であるといっている。たとえば、ケンカなどの時に、相手に軽蔑の意をこめて「チョーセン人」という言葉を投げつける時、我々はそれを民族差別であるという。また、朝鮮人であるという理由で金融機関がカネを貸さなかったり、就職の門戸を

閉ざしている場合、我々はそれを民族差別であるといっている。

しかしながら両者の民族差別は本来ひとつのことをいっていると見るべきであろう。元々は単なる固有名詞である「朝鮮」という単語が、マイナスの意味をこめたものとして使われるようになってきたのであり、制度上の差別はそのようなマイナスの意味をもつようになった「朝鮮人」はおしなべて悪であるということを前にして、生まれているからである。

自ら朝鮮人であることを隠す、嫌がるというのは、朝鮮人は良くないということがこの社会の中で当然視されてきたに他ならない。我々は、それを朝鮮人に対する偏見であるともいってきた。

朝鮮という国、あるいは朝鮮人に対しての誤まった、ゆがんだ観念(偏見)が差別を生み出している。

■ 民族差別の歴史

ではいつから「朝鮮」という語が、マイナスのイメージをもったものとして使われるようになったのであろうか。このことを考えることは重要である。何故ならば、我々はよく日本人というものは民族差別をする民族だと決めつける傾向があるが、それでは将来いつまでたっても我々は、日本人と心の底から握手することはできなくなる。日本人は何も昔から朝鮮人を馬鹿にしてきたのではない。むしろ古代社会から現在に至る永い年月の中で

日本人の方が優位性を感じるようになったのは、近代100年に過ぎず、それまでは、文化的に朝鮮は尊敬の対象ですらあったのである。

ではいつから、どうして民族差別が生まれしてきたのか。それははっきりとしている。日本がアジアの中では封建社会から近代国家へと最も早く変化し、その近代国家としての富国強兵政策によって、他のアジアの諸国に侵略（植民地政策）をはじめようになってから、民族差別は生み出されたのである。西洋社会から摂取した価値観で他のアジア諸国を見ると、それが自分たちより遅れていると考えるのはけだし当然である。日本は、西洋より輸入した武器をもって、アジアに君臨しようとしはじめた。植民地政策は日本より最も近く、関係の深い朝鮮半島に向けられるようになった。

韓国併合以降36年にわたる植民地政策は本来、素朴な両民族の民衆の間に決定的なゆがみをもたらした。徹底的に武力で朝鮮民衆を抑えこもうとした日本の支配者は、3・1独立運動（1919年）の後、同化政策でもって朝鮮を支配しはじめた。日本の御用学者は古代からさかのぼり、朝鮮人は「半島の性格」で自立心がない。党派争いを好む。即ちダメな民族である。ということを立証した。だからそれとは反対に、天皇をいただく素朴な民族である日本が、兄が弟を想うように朝鮮を想い、めんどろをみる（侵略する）ことは当然であり、それは相手の為であるというように、日本の民衆は思いこまされてきたのである。

また、他民族侵略の最高の形態として、民族性抹殺、すなわち、朝鮮人を日本人に作りかえることが計画された。それが同化政策である。朝鮮人を日本人にならせてあげることによって、両者の違いはなくなり、それ故、朝鮮支配は完全には正当化されると考えられたのである。

36年間の植民地侵略の過程の中で、在日朝鮮人が形成された。強制連行という現代の奴隷狩りだけではなく、日本の搾取によって

故郷において生活することさえおぼつかなくなった民衆は、生活の糧を求めて、満州や日本に向くようになった。我々のアボヂ、オモニはそうにして日本に来たのである。もともと日本の植民地政策で伝統的な教育さえ受けられなくなった朝鮮人民衆は無学な者として、日本での生活の糧を得るには、肉体を使った労働しかなかった。日鮮一体といっても、それはスローガンであり朝鮮人は日本人より、より安い賃金で働かされ、より劣悪な条件の下で住まざるをえなくなった。朝鮮人は異国にあってひとつになつて住むようになった。それが朝鮮人集落のはじまりである。

生活の糧がなく、それを得るため日本人より悪い条件で働く朝鮮人が集落を作り生きる様を見、何も知らされない日本人民衆が朝鮮人はきたない、ぶらぶら遊んでいる、仲間意識が強い、乱暴だ、と思うようになったことが、日本人の在日朝鮮人に対する偏見のはじまりである。それは、いわゆるいわれのない偏見なのではなく、朝鮮人民衆の生活実態の上で形作られたイメージなのである。差別は観念ではなく、社会的実態の反映であると正しく捉えるべきであろう。

一度、朝鮮人はこのようなものであると思いきんだ日本人民衆が、あらゆる朝鮮人を一般化し、同一視しはじめたとしても、それはいちがいに日本人民衆の罪に帰せられるべきではない。彼らもまた、社会を、歴史を、人間を正しく見る目がくもらされ、その為誤まった日本国家の動向に自らすすんで参加し、一途に戦争という破壊の道をたどられたのであり、彼らもまた、人間らしく生かされなかったという点で、被害者とされるべきであろう。

日本の敗戦によって解放を迎えた在日朝鮮人の多くは、急いで帰国したもの、大国のエゴイズムによって分断させられた祖国に帰ることをとまどう同胞が多かったこともけだし当然であった。

■ 朝鮮民族にとつて解放とは

一体、朝鮮民族にとって解放とは何であったのか。それは新たな苦難のはじまりであった。

日本社会の劣悪な条件の下で生活してきた在日朝鮮人にとって、解放とは何であったのか。日本の敗戦によって外国人になった朝鮮人は、今度は外国人であるということで、一切の公的な仕事に携われなくなった。そして日本政府、地方自治体よりじゃま者扱いされあらゆる人権を守る為の制度より除外された。

日本の今までの民主主義とは、日本人のためのものであり、朝鮮人を除いたところで、逆に言えば、朝鮮人の犠牲性の上で成り立っていたのである。

商業に活路を見い出すしかなかった朝鮮人の中には、戦後成金になった者もいたことであろう。戦後のヤミ市でもうけた者もいたことであろう。しかし日本に残った多くの朝鮮人は、戦前と同じように貧しく、苦しい生活を余儀なくされたのである。

日本で生まれ育った朝鮮人は、親の必死の努力のおかげで日本人には負けない程に教養を身につけるようになった。しかしながら肉体労働者としてしか生きられなかった親と同じようにしか、新しい朝鮮人も生きる道はなかった。即ち、公的な機関はもちろん、日本の会社はこぞって朝鮮人を排斥したからである。就職の門戸は完全に閉ざされたままであった。

■日立闘争

朝鮮人は一流企業に入れないというタブーに挑戦したのが、朴鐘碩であった。彼は日立製作所を相手に、4年間、韓国人であるという理由だけで解雇したことは許されないと戦い続けた。しかし罫りの目は冷たかった。本名はまだしも本籍をいつわって入ろうとすること自体が悪いという常識の壁は厚かった。

だが、受験の機会さえ奪われると恐れて本籍欄に現住所を書いた彼は、合格の後、自分は韓国人であると申し入れている。日立側がそのとき、戸籍謄本の代りに、外国人登録済証明書をもってきてくれと言ったなら何事も

起らなかった。しかし、日立は朴君をウソつきだとして解雇したのである。

横浜地裁は朴君の主張を全面的に取り上げ日立の民族差別と日本社会に現存する差別の実態に触れた。それだけではなく、差別のために朝鮮人が朝鮮人でありながら日本人のように生きること自体がいかに非人間的なことなのかということにも言及した。この完全な裁判勝利は、今後も我々の闘争の出発点となるであろう。また、思想にこだわらず利用主義に陥らず、ただひたすら朴君という具体的な人間を中心に据えながら、日本人との共闘によって全力を上げついに勝利するに至ったこの日立闘争は、民族差別と闘いきる運動の基本的パターン、条件を備えたという確信を我々にはもっている。

■地域活動へ

我々が目的意識的に川崎での地域活動をはじめたのは、日立との闘いのさなかであった。朴君のように、いや自分自身がそうであったように、朝鮮人であることを忌み嫌い、なんとか逃避したいと思っている同胞に対して、そうじゃない、我々も、朝鮮人として胸を張って生きようではないか、ということを語りかけ、同胞の子どもが人間らしく育ってくれるようにということで、まず子ども会活動からはじめたのである。

朝鮮人は朝鮮人らしく生きること、そのことが保育園の中でも具体化され、本名を名のこと、そして民族の文化を教えるようになっていった。

子どもには何の抵抗もなく、日本の子どもも同胞の子どもも朝鮮名を呼びあい、朝鮮の歌を口にし、片ことの単語を言うようになった。我々はこどものその姿を見てどれ程感動したかわからない。

地域で子ども会活動を担ったのは、日立闘争を担った「朴君を囲む会」の中の韓国人部会に属する青年であった。「朴君を囲む会」は闘争勝利とともに、発展解消し、闘争の過程で組織された全国の仲間とのつながりを保つべく、そしてあらたに民族差別と闘うべく

「民族差別と闘う連絡協議会」が結成された。「朴君を囲む会」の韓国人部会は名称を「在日同胞の人権を守る会」とし、地域に根をはった、即ち具体的な同胞の実態に即した運動をしようとしたのである。

当初、「人権を守る会」のメンバーの大多数は全て韓国教会の青年会のメンバーでもあった。闘争の過程で川崎に移り住み、教会にも来るようになった朴君が「人権を守る会」の会長になった。

在日大韓基督教川崎教会とは、川崎に住む在日韓国人民衆の教会であり、日帝時代の抑圧の中で信仰を守り続けることによって固く民族性を保持してきた集団である。ただ単に教会堂を守るということより、礼拝を解放して何か社会に役立つことをしたいという願いから、保育園が作られた。無認可保育園、桜本保育園がそれである。保母をはじめとする保育園関係者は、すべて教会員であった。そして「朴君を囲む会」韓国人部会の主要なメンバーは、川崎教会教会員であったのである。

地域社会に奉仕をしたいとしてはじめられた保育園にあって、在日朝鮮人同胞子弟をどのようにするか、民族差別をどのようにとらえるかといった問題意識が欠如していたことは否めない。

我々は日立闘争の中で学び成長した。闘争の進展が教会のあり方、保育のあり方に大きな影響を与えるようになった。そして闘争の勝利が我々に大きな自信を与えてくれた。民族保育ということを打ちだした保育園の方針は、日立闘争の進展と勝利なくしては考えられないといっても、それは過言ではないと思われる。保育園は、質・量において発展し、より多くの子どもを抱え、民族クラスをもつに至った。そして無認可保育園から公認の保育園になった。それが社会福祉法人青丘社、桜本保育園である。

日立糾弾の地域集会在新たに作られた教会堂でもたれたとき、保育園の歩みが語られ、集会に参加した父母から、韓国人が児童手当をもらえないのは差別なのではないかという

問題提起がなされた。(つづく)

在日韓国人の 地域実践活動報告

—川崎—

就学案内要求と奨学金制度 の民族差別撤廃運動

■就学案内要求

昨年(1997)の11月24日と12月18日、川崎市桜本の社会福祉法人青丘社・桜本保育園で「就学案内を要求する集い」が、川崎市教育委員会の同席のなかでもたれた。会には、川崎の地域実践グループである「川崎在日同胞の人権を守る会」「桜本学園」の教師、「オモニの会」そして桜本保育の保母と父母たちが出席した。教育委員会からは、指導課長、企画調整課長など5名が出席し、活発な議論が展開された。

「集い」がもたれるようになったいきさつは、新年度に小学校に入学する日本人家庭には、入学の期日、学校名、健康診断日などを知らせる「入学期日学校指定通知書」が市から送られてくる、しかし、在日韓国・朝鮮人家庭には、外国人であるという理由で何の連絡もなく、とまどいと混乱のうちに入学期日あるいは健康診断を逸してしまうことがあるため、入学案内を出すように市に要望しようということになり、川崎市教委との話し合いが設定されたものである。

具体的には、①就学通知にかわる就学案内を出すこと、②申請書の「誓約事項」をサク除することの二点についての要望がなされ、市教委の回答を要求した。

市教委は、「法律上『就学通知』を出す対象者は、日本国籍を有するものという法的根拠に基づくために、在日外国人には出すことができない。」とし、さらに「外国人は義務教育を受ける義務を負っていないので、命令書的な性格をもつ通知書は出せない。」と保育園側の要望をいっしゅうした。それでは、「就学案内」を出すことはできないのかという要望に対しては、民族学校との関係で混乱がおきるため困難であるとして拒否した。さらに市教委側は、来年度新入学児の通知業務は完了の段階であるのと、市へ業務を委託してあることを理由に、来年度の外国人の新入学の案内を「市報」でもって知らせ、案内発行に関しては、市及び市教委内部で検討するとし、進展を見ることができなかった。

入学申請書の「日本国の法律を尊重いたします」という誓約事項は、そっくくサク除し「申請いたします」という一文のみとなった。

市教委との2回の交渉で、市教委側は、在日韓国・朝鮮人に対する教育対策は、何らなく、また何らも考えてもいず、恩恵として入学させてやっていると言う姿勢でつらぬかれていた。在日韓国・朝鮮人は教育を受ける権利が法的存在しているか否と言う問いには、即答できず、長い沈黙と糾弾の後、「ある」と答える始末であった。また、市教委の法律をタテにとった、しゃくし定規な対応は、同席したオモニからの反発をかい、鋭い糾弾と告発がされた。

■奨学金闘争への取りくみ

就学案内要求の市教委との交渉の席上、ある父母より、川崎市には、入学支度金と奨学金制度があるが、在日韓国・朝鮮人には適用されていないという指適が発端となり、奨学金制度における民族差別撤廃の取りくみが開始された。現在のところ、闘争目標とされている入学支度金、奨学金制度は、要保護家庭

の子弟が対象された制度であり、民生局がおこなっているものである。

桜本学園にcoming子供達に、その対象とされる子供も多く、必要かつ緊急を要する（申説締切が接迫していた）こともあって、就学案内を要求する席上で委員会設置の案が出され委員会の設置が決定された。

数回の委員会が開かれた後、1月14日、川崎市長と民生局長宛に、公開質問状が提出された。（別掲資料参照）

一方、川崎の実践グループによって組織された、「川崎市の奨学金制度における民族差別を糾す委員会」では、内部討議の資料を作成し、問題の共有化と、民族差別を許さないとする運動形成の理論と質を構築するための学習が続けられている。

1月31日、公開質問状に対する市側の回答文が提示されたが、差別を認め改正するというものではなく、財政上困難であり、国に対し要請をしつつ検討をするという、問題の核心からはずれた一文であった。委員会は、この回答を市に突き返し、再度交渉を持つこととなった。

現在、条例改正にむけ、地域での情宣活動と、署名運動がくまれ、民族差別撤廃にむけて地域ぐるみでのとりくみが展開されようとしている。

〔資料〕

公開質問状

川崎市長
川崎市民生局長 殿

市長ならびに民生局長におかれましては、日々住民の生活向上福祉の増進に努力されていることに敬意を表します。

一昨年、市が私たちの要望に応え、児童手当及び市営住宅入居資格における民族差別撤廃に踏み切られたこと、そして政府に対しても、在日韓国・朝鮮人の「制度上著しい」無権利状態の「早急な改善」を謳った意見書を出されたことに対して、私たちはその前向き

の姿勢を高く評価するものであります。

しかしながら、同時に私たちは、川崎市の各種制度や行政の担当者の意識においても、民族差別が根強く現存していることを指摘せざるをえません。

私たちは、昨年来、在日韓国・朝鮮人に対して就学案内が出されていないことを問題にしてきましたが、教育委員会との交渉の席上韓国人父母より、合格にもかかわらず奨学金を受けられないことにより高校進学を断念せざるを得なかったという事実が語られました。私たちは、このような許しがたい現実を生み出した制度が今なお続いていることを考える時、奨学金や支度金が支給されていないということこそ、川崎市における民族差別行政であると断定せざるを得ません。

よってここに厳重に抗議するとともに、以下の質問項目に、7月末日までに文書でもって回答をされるよう要請するものであります。

1. 上記意見書の趣旨にもかかわらず、その後川崎市の福祉行政において、依然として在日韓国・朝鮮人の基本的人権が保障されていないことをどのように考えるか。
2. 具体的には、入学支度金ならびに奨学金の借受人の資格として、在日韓国・朝鮮人が排除されているが、その根拠は何か。
3. 又、その条例の中で保証人が日本人に限定されていることについて、私たちはこのことこそ朝鮮人蔑視に基づく民族差別と考えるが、川崎市はどのような理由によりそうされたのか、明らかにされたい。

以上

1977年1月14日

川崎市奨学金制度の民族差別を
糾す委員会

代表 李 仁 夏
君島洋三郎

〔資料〕

川崎市要保護世帯奨学金貸付条例並びに、川崎市要保護児童生徒新入学支度資金貸付条例の国籍条項を撤廃するための

請 願 書

私たちは、去る1月14日、川崎市における奨学金貸付や入学時の支度金貸付の対象が日本人のみに限られ、市内に居住する約1万人の在日韓国・朝鮮人に何故適用されないのかを問うた公開質問書を川崎市当局に提出しました。

在日韓国・朝鮮人は強制連行、徴兵等により渡日を余儀なくされたにもかかわらず、過酷な労働を強いられた戦前は言うまでもなく戦後においてもその具体的人権は今も十分に保障されておりません。たとえば、日立裁判（民族差別に基づく就職差別は違法の判決）では、日本の企業が在日韓国・朝鮮人の就職の道を閉めていることが立証され、その他、韓国・朝鮮人であるというおのこだけで、金融機関が金を貸さないとか、アパートにも入れず、又、国及び地方自治体の福祉事業の適用においても多くは除外されております。その結果として、在日韓国・朝鮮人の生活は著しく不安定となり、生活のみならず、人格の破壊をも、もたらしているのが現状であります。

川崎市の奨学金制度もその具体的なあらわれと言えます。入学試験に合格したのに、奨学金を受けられず進学を断念せざるを得なかった在日韓国・朝鮮人は決して少なくありません。その結果、彼等の就職の道は一層厳しいものであったことは、火を見るよりも明らかであります。奨学金制度一つをとって見てもこうした現実が繰返されているのを知ると川崎市当局の責任は極めて重大であると言えます。

歴史をふりかえるまでもなく、戦前の日本が中国・朝鮮をはじめとするアジアの国々を侵略する中で、日本社会に、アジア人、とりわけ、韓国・朝鮮人への蔑視感情・差別意識

が根強く形成され、又、その差別、偏見がアジアへの侵略、軍国主義を生み出しました。

そうした歴史を反省する中で、戦後は、平和と民主主義を基調としながら、地方自治体は歩んできました。川崎市もその例に洩れません。しかし、それでもなお、川崎市の言う<市民>、或いは<住民>とは、権利の行使においては「日本国民」しか念頭になく、在日韓国・朝鮮人はその行政の対象外とされてきたのです。まさに行政上の差別とは、日本社会の在日韓国・朝鮮への差別・偏見をそのまま反映・温存し、拡大助長するものに他なりません。

川崎市当局におかれましては、上記のことを深く認識され、在日韓国・朝鮮人の基本的人権を保障するべく、又日本社会の蔑視・偏見をなくして、真の民主主義行政を確立されるためにも、早急に、奨学金制度の国籍条項を撤廃されますよう、ここに請願致します。

1977年2月

川崎市議会議長
川崎市長

殿

川崎市の奨学金制度における
民族差別を糾す委員会
代表 李 仁 夏
君島洋三郎

神奈川高教組教研

「民族差別と人権小委員会」

出発にあたって

川崎支部教研（76・1・26）の中で在日韓国人の子供達の進路が特に就職において大なり小なり差別されているということを知った。「我々はどうしたらよいか」。これが

本小委員会の生まれるきっかけだった。

しかし、小委員会に集まってきた教員達の話しを聞けば聞く程、この問題はただたんに就職差別の問題にとどまらない大きな問題をかかえていることを痛感させられた。

我々日本人の生き方や、戦後民主教育の内実までもが問われてくるということである。

「教室で“朝鮮人”という生徒は何か表現しようのない含み笑いをする。そのような生徒達の態度に接すると何かいやな気分になってしまう」。

「対生徒のアンケートなどから朝鮮人へのイメージが“チョンはこわい”という一面的見方や、差別用語を通して、かなり広範囲に形成されているのに出会うときどうしたらいいかまよってしまう」。

「クラスに在日朝鮮人の子供がいたが徹頭徹尾、自分を日本人としてふるまおうとしていた。そのような生徒にどう接していったらよいか」

「卒業してから解ったことだが大企業への就職がほとんどだめで、今は町のスーパーの店員をしている。そのときなんとか手をうてなかったものか反省している」

このような教員達の言葉は、就職差別をこえた日本社会のもつ民族差別の本質のいくつかを言いあらかしている。

小委員会では以上の教員達の悩みを整理して、次の点にまとめ今後の取り組みの対象とした。

<我々に何ができるか>

まず、基本的姿勢として差別の現実学ぶという視点から自分達の手でできる限り実態を調査していくことを確認し、第一弾として、アンケート（7月後半）に着手した。

次に今後、小委員会では次の点を交流討論の柱として進めていくことにした。

(1) 在日韓国・朝鮮人の子供を前にして「民族性の回復や民族差別に敗けない主体性作り」をどうしたらよいか。

これは前述の教員の言葉にも見られるように彼らは日々同化の状況に投げこまれて

いる。

彼らが日本に同化されていくと言うことはいったいどんな意味をもっているのか、その辺のところから議論を出発させたいと思っている。

(2) 日本人の子供達の「差別意識の克服」への取り組み

これは、我々にとって日本人教員の責任において取り組まなければならない問題である。ある学校でのアンケート結果に表わされた日本人生徒の差別意識の根深さとすさまじさはそのアンケートを行なった教師をして「戦後民主教育のあまりの寒むざむしさ」と嘆かしめている。

そういう状況の中で、特に日本人生徒の意識に影を落とすものとして「日本人高校生と朝鮮高校生とのトラブル」の問題がある。（これはアンケートなどにとると必ずでてくる）。この問題は日本人教員の実践だけでは不十分なものになるので将来的には朝鮮高校教員との交流を図る中で解決していきたい。

(3) 進路保障への取り組み

この問題は明日をどう生きてゆくかという点で彼等にとって切実な問題であろう。しかし、それにどう取り組むかというところと色々な点を検討せざるを得なくなる。一つには通名（日本名）で就職させた場合、企業の中ではますます同化されていってしまう。それが彼らにとって真に幸福なことか。また、そのような点が未解決であったとしても、就職保障に本当に取りくめる力量が我々教員側に（組合も含めて）あるのかどうか、ないとしたら、どうしたら取り組める力量がつけられるかということを今後小委員会の課題としていきたい。

最後に小委員会として確認したことは、この問題は日本人サイドでのみ語り合っていると日本人の思い上がりや、ひとりよがりの実践に落ちいる危険があるので、当事者である在日朝鮮人・韓国人の声、特にオモニ・アボジの公教育への思いを一度は聞いておく必要があるということであった。「民族差別と人権」小委員会は、いよいよ第一歩を歩み始めたのである。

民闘連ニュース定期購読のお願い

民闘連ニュースは、各地の民族差別と闘う運動を紹介していく中で、具体的に運動体間の連絡を保障していくとともに、教育問題・就職差別・行政差別・入管体制等に関する資料と情報を読者の皆様に提供すべく発行してまいりました。今号をもって第17号となりますがこの間、民族差別によってどう人間が歪められているか、何故民族差別と闘わねばならないのかという関心を深め、民闘連運動の発展に寄与したと自負するとともに、今後とも差別体制を告発し、かつ撤廃させていくものでありたいと思っています。

しかし、民闘連ニュースは、事務局の判断で、すでに民族差別問題に強い関心を持ち、民族差別問題に取り組んでおられる多くの方々に郵送しているため、今日重大な財政的危機を抱えこむようになりました。このため、昨年末「民闘連ニュース代ご入金をお願い」なる葉書を郵送したところ、「正式の購読契約をしたわけでもないのに、料金の滞納をとがめている……」等のおしかりの言葉をいただきました。一つの運動を進めていく上で、対外関係、とりわけ対人間関係において細心の注意が必要とされるにも拘わらず、事務局が何ら配慮のない葉書を出したことをここに深くお詫びするとともに、財政的危機を迎えた民闘連ニュースを継続化するため、読者の皆様が定期購読者となって下さり、年間定期購読料（2,500円）及びカンパの支援をお願いいたします。

『第一回全九州 在日韓国人・朝鮮人の人権に 関する報告交流集会』開かれる

第一回全九州在日韓国人・朝鮮人の人権に関する報告交流集会が、去る12月5日、北九州市小倉の在日大韓基督教小倉教会で開かれた。これは、崔昌華（チョエ・チャンホァ・同教会牧師）牧師ら、被爆者手帳裁判、国籍確認訴訟、人格権訴訟、参政権の要求を含む行政差別撤廃闘争等、北九州市で行なわれている運動の代表者ら10人の呼びかけで持たれたもので、それぞれの運動の交流、共闘を推しすすめようというもの。

この交流集会には、それぞれのグループから52名の参加者があり、孫振斗（ソン・ジンドウ）裁判、日本国籍確認訴訟、人格権訴訟、行政差別撤廃闘争などについて報告及び問題提起があった後、討議に入った。

討議は、ほとんど参政権問題や国籍確認問題について集中した。そして、その討議の中で、「日本国籍を獲得することに対し、在日同胞の中に、かつては侵略者として、今日は差別者としての日本人と同一線上におかれることに反発があることを考慮しつつも、民族概念としての日本国籍と、権利として居住権参政権を法的に保障する日本国籍とは区別されなければならず、少数民族を保護するためにも日本国籍が認められなければならない」と確認した（後述資料1参照）。

この第一回全九州在日韓国人・朝鮮人の人権闘争に関する報告交流会は、今後北九州市における在日韓国・朝鮮人の人権獲得闘争を在日同胞と日本人がそれぞれの立場から共闘して進めていく契機になったと評価できる。しかし、九州の取り組みにおいて、他地域の

運動と比較して、そのきわだった特徴は、法的地位、行政差別、就職差別等の民族差別を撤廃する為には権利としての日本国籍を獲得することを打ち出している点である。この問題については論議を呼びそうだし、また、これからにつめていかなければならない問題であろう。

（編集部）

〔資料1〕

第一回全九州在日韓国人・朝鮮人の 人権闘争に関する報告交流集会

プログラム （略）

九州地区において、このような交流会をもったのははじめてであり、まず運動に関わっている人々がお互いを知りあうことから始めると共に、それぞれの運動の内容・現況等を知ること、そして問題点について討論しあうことによって、関係がより深めることが出来たのであった。当初12月12日開催を予定していたが、いろんな都合により、急遽12月5日に変更したのであった。

まず集まる人数が30名位でも集まれば、と思いながら、運動に関わっている人へのみ呼びかけたのであるが、意外に反応がよく、52名の参加をみる事ができた。より時間的に余裕があったならば、80名は軽くこえたかも知れない。

各グループがいろんな形で、又、各個人がいろんな動機で運動に関わっているが、この

ような会合を通して、より広く、深く運動が広がっていくと思う。

討論は、やはり参政権問題と日本国籍について集中した。日本国籍を民族概念としての国籍ととらえるべきでなく、居住権、参政権を集約したものとしての日本国籍というものを考えなければならない。現実には在日韓国人朝鮮人が、かつて侵略し現在も抑圧者として在る日本国籍者に自己が同一線上におかれることに反発があるという感情的側面を無視することは出来ない。しかし、両民族が過去の歴史をしっかりとふまえ、国際社会において認められている少数民族の保護を認めあわなければならないのである。帰化、同化政策に反対し、権利としての居住権、参政権、即ち法的には日本国籍が認められなければならない。

このような点について深く討論した。

次に、運動体間のつながり、連帯を具体的にどのように進めていくかについては、呼びかけ人が会合して考えていくこと。そして、このような会合を出来る限り一泊二日程度のもとし、より根本的な学習及び討論を重ねていくことが望ましいとの意見が多くあった。

11時以後も、約20人が残っているいろいろと深く討論し、自らを変革していくための話し合いがなされた。

1977年には、より広く呼びかけて多くの人々をあつめて交流会、学習会をもつことを考えていこうとするのであった。

本当に楽しい交流会、連帯のための一歩であったと思う。

崔 昌 華
(チョエ・チャンホア)

〔資料2〕

北九州市との人権に関する交渉

1976年12月9日、小倉教会牧師崔昌華(チョエ・チャンホア)ら3人と総務局長武若亨氏との交渉で、次の交渉の場で市営住宅入居実施時期を明示するとの合意に基づ

いて、1976年12月22日午前11時から交渉がもたれた。

今回は、崔昌華(チョエ・チャンホア)牧師、林宏(小倉ルーテル教会牧師)ら在日本韓国人と日本人あわせて12名が参加した。

今回の市側の回答は

- 1.市営住宅入居を1977年度中に認めることにし、市条例改正を市議会にかける。
- 2.児童手当については国に要望しつつけるが市独自には実施できない。
- 3.国民金融公庫からの融資については、北九州支店に連絡はすでにとっている。
- 4.市議の選挙権、被選挙権については、国政レベルの問題なので、一地方自治体としてはどうすることも出来ない。

というものであった。

これに対して崔牧師から

- 1.1977年度中に入居を認めるといわれるが、1977年4月からと理解していいのか。
- 2.児童手当について、在日韓国人・朝鮮人の対象となる人数は市全体で約540人、月約300万、年間3,500万円が必要とされ、市独自として実施する必要があるが、市全体の予算から言ってもほんのわずかなので、ぜひ実施して欲しい。
- 3.参政権問題は市総務局も含めて、日本人全体が、いかにして参政権が在日韓国人・朝鮮人から奪われたかをまず知り、努力しなければならない。

と要請すると、市側は1.に対しては、1977年4月から入居を認めるという方向で努力し、1977年度新築の市営住宅の入居には間に合わせる考えであるとのべた。

とにかく、今から本当の交渉が始まるわけで、じっくり交渉をつづけて行きたい。そのため市当局も対応して欲しい。交渉を拒否しないことを求める。

交渉には暴力と対話があるが私達は対話を選んでるので、対話をつづけ市当局と市民日本人全体の意識が変わらなければならないと思う。そして、私達は日本人又は日本政府

がいう外国人ではない。日本における少数民族、即ち韓民族としての権利、人間としての当然の権利、国際社会が認めている少数民族の権利を求めているのである。日本が世界に恥じない国家になることを求めているのである。

交渉は約40分間で終わった。毎日新聞は交渉の前に朝刊の一面記事にのせた。交渉の場面は、TNC（西日本）、RKB（毎日）、KBC（朝日）、FBS（福岡）、NHKの各テレビが午後6時30分から一せいに報道した。又、各新聞の夕刊にも報道された。山口、九州、沖縄地方の中ではじめて市営住宅入居が認められたわけである。しかし、交渉は今からが本来の交渉に入るわけである。参政権を勝ちとるまでねばり強く続けていかねばならない。

交渉は今回で、17回目であり、1975年に9回、1976年に8回、平均毎月一回ずつもった事になる。丁度1年と4ヶ月目に

やっと大きく一步をふみ出したわけである。

1975年9月に公開質問書を提出した時点では2・3回で市営住宅入居が認められると考えていたが、こんなに難行したのは思いもよらなかったことだ。それは、日本人が如何に偏見と差別が強く、しかも言葉だけで一步も進まないということをまざまざと見せつけたのである。

又、いろんな意味での苦しみがあった。それは、福祉問題としてこれをとらえるのではなく、どこまでも人権運動として位置付け 韓民族の人間としての宣言であり、人権回復の運だからである。

今回は2月上旬、総務局長と少人数での交渉、3月下旬、15名程度との交渉を開くことにした。市当局はこれで交渉を打ち切ろうとしたが、我々がこれを認めなかったため交渉を続けていくことに合意したのである。

崔 昌 華
(チョエ・チャンホア)

・読者の声

少し前のことになりますが、感じた事をひとつだけ書いてみます。朝鮮人青年が発言していた時でした。地域の環境条件を具体的に話してゆく時、会場（の日本人）からドッと笑いがおこりました。言ってしまうと関東民関連の集会です。日本人も自分たちの問題として闘おうとしている人が集まっていた筈です。何故笑えるのか？ 自分の生活体験と切れ続けてきたから笑えるのではないか？（部落の子供たちが解放前の朝鮮を描いた映画を見ていて、地主たちの横暴ぶりに畳を打って怒ったそうです）

私は、炭鉾町で育ち（炭鉾長屋の中の細い道を通らねばバス停へ出られなかったのです）毎日のように長屋を通りましたから、ドブの具合とか、埃のひどいこと、道がぬかるむと子供が泥んこになって雨の中で遊ぶようなことは、少なくとも見てきました。親子5、6人が日雇い仕事に出られなくて、来る日も来る日も降り続ける雨の空を見上げてジッと息をひそめている縁側へ回覧板を届けに行ったこともあります。

自分が、決してそこに住んでいたのではない。けれど私にでも、住んでる人の生活ぶりが「快適」とは言いかねるものであり、苦痛を強いられていたのであろう事は（今思い出しても）察しがつきます。

私は、「笑える」ほどに、そうした生活現実から程遠くして育ったことを、むしろ恥ずかしく思えてならない。

笑ったという事実。笑えた一笑うことができた体質。

ジックリ考える必要のある問題がいっぱいありそうだ。

(石田真弓)

樺太抑留韓国人問題

一年間の活動を振り返って

サハリン裁判実行委事務局

（概略）

●すでに御存知のことと思うが、現在サハリンには約4万3千人の韓国人が残留を強いられている。それは1938年頃より、日本国の戦争政策のため、“産業戦士”として、徴用、名ばかりの募集によって強制連行された結果なのである。1945年、日本敗戦よりわずか数年の間に、日本人約30余万人は全員引揚げを完了した。

しかし、残された韓国人4万3千人は帰還の意志を持ちながらも、帰還の方法がないままに現在に至っている。その中で、1956年、日ソ平和宣言により日本人妻の同伴者として引揚げてきた韓国人がいる。彼ら約450世帯の韓国人家庭の夫達は、1958年『樺太抑留帰還韓国人』を発足させた。

以来19年間、彼らは関係国政府、赤十字社へ帰還促進のための運動を休まず続けてきた。そして1973年頃より、ソ連は在サハリン韓国人の出国を認め、韓国は全員引き受けるという態度が鮮明になってきた。しかしソ連と韓国に国交がないという事実、また日本が彼らを強制連行した当事者でありながら彼らの帰還に何ら責任を果そうとしていない事実が、在サハリン韓国人の帰還を阻んでいた。

そのような経過の中から、1975年5月『樺太裁判実行委員会』が発足し、有志による。帰還促進運動の発展が計られた。そして7月の『弁護団』結成、12月1日の訴状提出と、急テンポのうちに裁判闘争による、在サハリン韓国人の帰還実現のための運動が広がられるに至ったのである。

もう暮れもおしせまった12月29日、最後の事務局会議で一年間の反省をしている際、「さて、この一年間我々は何をしてきた」との問いに皆一瞬シーンとしてしまった。「これをした」と自信をもって言えるものがなかったのである。結局一人が頼り無げに口にした「何とかつづれずにやってきた。」という言葉が我々の一年間を一番適切に表しているようである。本当に残念ながら……心情としてはもう少しカッコよく「裁判を支えてきた」位は言いたいのであるが、実際は弁護団と当初約束した裁判維持費でさえほとんど払えてないのである。支援の輪も除々に広がってきてはいるのだが、それも我々の活動によるものとは言い難い。多くの良心的人々の善意（特に在日韓国人たちの）によってこの運動は支えられてきた。実行委は単に核を提供したにすぎない。それはこの運動全体についても言えることである。裁判自体がいままでこの問題を知りつつもどうしていいか解らなかった人々に何をすべきかという具体的な「もの」を与えたのであり、また、問題を知らなかった人々に対しては「こんな裁判がおこなわれている」という形で支援を呼びかける材料となったのだ。それまでは数人の個人対国という私的な外形をとらざるを得なかったのが、裁判という公的な場を持つことによってこれが社会的な問題であるということを明らかにし、いっきよに国の責任を問うというこの問題の本質を表面に出すことができた。

実行委の存在意義も又、この問題を知り、

支援しようと思った人々にどこに行けば情報が得られるかという場所を提供した処にあるのではない。してみると我々一年間の活動は実行委の看板を降らさずに来られたということですれすれの処で合格と言えるかもしれない。事実周囲の反応を見ていると、今までは政治的にも能力的にも「あいつら大丈夫かな」というような懐疑的な目で見られていたのが最近ようやく問題は残しつつも支援するにたる存在として評価されてきたらしい。如何にその主張は正しくても海のものと山のものともつかぬ運動に対して一定の距離をおいてみるのはやむを得ないことなのかもしれない。我々にとってはそれは誠にいらだたしいことであったが……しかしその様なあいまいな存在であったおかげでいわゆる「活動家」からも見放され、運動を政治的に利用されることなく来られたのは幸いであった。政治的にもデリケートな問題であるし、つけ入られるすきは充分あったであろう。

実行委は全員がこの様な運動の経験のない素人ばかりの集りである。政治的には純粹であるが、何せ会計簿のつけ方も解らない人間たちが始めた運動である。集会、ピラマキ、ニュース発行、呼びかけなど、みようみまねでやっているうちに最初もっていた甘い期待は次々とうちくだかれ、人を動かす為にはこちらが時間と労力をかけて動かなければならない。しかもそうやって動いてくれる人さえもあまりいないという現実を身にしみて知られることになった。我々実行委のメンバーはほとんどが職をもつ社会人ということもあって自由に動ける時間が極めて限られている。このことが我々の運動を強く規制してきた。人々の理解と信頼をうるにはやはり顔と顔をつきあわして話すのが最も大切なのであるがそれがなかなかできない。ニュース発行の種々な作業もどうしても遅れがちになり、ピラマキもひっそりとしたものしかできなかった。この様な我々の力不足が集会や定例会の出席に如実に表われてきたことを我々は現実として受けとめ、反省する。といってもその現実はなくはないが我々の悩みの種なの

だが。

ここで弁論の経過に従って政府の対応、又それにより状況がここ一年間でどう変わってきたか見てみよう。

1975年12月1日 提訴 弁護団：

- ①帰還を実施するのは強制連行した日本国の責任。
- ②サハリン抑留韓国人は日本国籍を現在も有しているから日本政府に帰還させる義務がある。

1976年1月22日 国会答弁 政府：

- ①政治的道義的責任はあるが法的責任はない。
- ②原告らはサンフランシスコ条約で日本国籍を喪失した。
- ③入国については人道的に対処する。

2月20日 第一回口頭弁論 政府：

- ①却下を求める
 - ④行政の問題であり司法になじまない
 - ⑤何の給付を求めているのか解らない
- 弁護団：つっぱねる

4月2日 第2回弁論 政府：

- ①原告に労務動員計画が適用されたかどうかかわからない。
 - ②引揚げはソ連の管理のもとにおこなわれたので日本政府に責任はない。
 - ③サンフランシスコ条約によって日本国籍を喪失しているので法的義務はない。
 - ④渡航証明書という帰還の方法がある。
- 弁護団：渡航証明書に対して釈明を求める。

国側は、あくまで責任がないことを前提に恩惠的に対処する（行政の問題として）方向を見せてきた。我々は裁判で勝つことも大切だが、方法があるなら一人でも早く帰還させることも必要と考え、渡航証明書に関して釈明を求めた。

7月6日 第3回弁論 政府：

4月2日の弁護側の釈明要求に対して

①渡航証明書はケースバイケースで発行する。

②日本通過者は韓国の入国許可が必要。

弁護団：

2月20日の政府答弁書に対して、本件は義務確認訴訟だから、政府答弁は理由がない。

この間、6月28日に金花春さんが帰還し又、4人の韓国人がソ連の出国許可をもらってナホトカまで来ていたが、日本の入国許可が間に合わずにサハリンに戻ったことが判明日本政府は韓国の入国許可が間に合わなかったためと説明。

9月7日 第4回弁論 弁護団：

渡航証明書の具体的な発給要件に対して釈明を求める

政府は、韓国が入国許可を出さないと責任を転嫁してきた。韓国政府は、引揚げという形（実質的に戦争責任を認める）を希望していたが、日本政府の態度を見て10月15日に受け入れる用意があることを発表。更に、11月15日には55世帯155人の引受け同意書を日本政府に伝達

10月21日 国会答弁 政府：

①人道的に対処することを再確認。

②韓国帰還希望者は、韓国側の入国許可が必要。

③日本帰還希望者は、

④日本に居住していたことがあり、

⑤身元引受け人が居て、生活のみとおしがつく人

11月2日 第5回弁論 政府：

9月7日の弁護側釈明要求に対して

①韓国帰還希望者は、

④韓国の入国許可

⑤韓国までの切符か、旅行業者の保証書（実際には日本に身元引受け人が居れ

ば良い）

が必要

②ほとんどの事項に対して、外交上の問題だから明らかにできない。

韓国が受け入れる用意のあることを表明した為、日本政府は今度はソ連政府を刺激しない方が良いと言いだした。

12月23日 第6回弁論 弁護団：

①本件は義務確認訴訟であり、何の給付も求めている。

②原告らは日本国籍を有している。

③政府は、彼らを動員した時に予定されていた義務（家庭に復帰させる）を果さなければならない。

以上見てきた様に、日本政府はあくまで法的義務（戦争責任）はないとし、恩恵的な立場から渡航証明書という入管令の枠内での手続きをとることによって、帰還を日本政府の負担にならない人、つまり韓国に入国がはっきりしている人と日本で生活が保証されている人、にしろろうという考えである。しかも帰還が実現しない責任を最初は韓国政府に対し、次はソ連政府に対してなすりつけ、自分一人で良い子でいようという魂胆が目に見えている。しかし金花春さんの話で明らかになったのは、ソ連政府はサハリン抑留韓国人が韓国帰還を希望しているのを承知で、なおかつ出国許可を出しているということだ。しかも日本政府は誰に日本入国許可がおりているのかという肝心な点については外交上の問題ということで明らかにしていない。12月23日の弁護団準備書面は、この様に逃げまわる政府を再び戦争責任という土俵の上にひきずりあげるものといえよう。渡航証明書という形で帰還をおこなうならば前述したように国のペースにはまってしまう。しかもまだ態度をはっきり出していないソ連政府の問題がでてくる、その様な制約いっさいから解放される為には、彼らが日本国籍を有しており、日本政府に彼らを帰還させる責任があること

を明らかにすれば良いのである。

韓国側が155人分の身元引受保証を出したからには、日本も入国許可を出さざるを得まい。事実、177人に対して入国許可がおりているようである(12月14日現在)。そのうち何人が実際に帰還できるか解らないが、今年中にある程度の人数の帰還が実現する可能性はある。我々は、日本政府がそれでお茶をにごそうとするのを許してはならない。

実行委としては、今年こそ力のある運動を創りあげたいと思う。我々の非力さを現実として踏まえ、それをつきやぶっていくだけの実力をつけたい。具体的には月一回のピラまき、2ヶ月に一回の学習会、ニュース発行などを通じて一人でも多く一緒に動いてくれる人を増やし、又、それらの実践を通して我々一人一人が運動を担える人間にきたえられていくことを願う。最終的には全ての面で一人立ちできる運動体になり、集会でもハンストでもバンバンうてる様になりたい。いや、ならなければならない。

(文責 西沢公一)

〔実行委からのお知らせ〕

- ・2月19日(土) 6:00P・M～
八丁堀勤労福祉会館4F
「サハリン裁判の歴史と展望」シンポジウム
高木・川崎両弁護士他

サハリン問題の事実は知られていても現在裁判で何が争われているかは必ずしも明確ではない。この点を充分討議してみたい。

- ・2月26日(土) 11:00～2:00
ピラまき 場所未定
- ・3月7日(月) 11:00A・M～
第7回口頭弁論 東京地裁民事3部

ニ 情報

■第15回申京煥氏裁判

裁判は、11月11日、東京地裁の六号法廷で開かれ、前回(8月26日)公判に続いて日本朝鮮研究所の佐藤勝巳氏が証言を行った。

法廷を埋めた超満員の傍聴人を背に佐藤氏は「日本政府は、在日韓国人の処遇で大きな誤ちを犯している。その歴史的背景から、元来適用されるべきではない入管令を適用し、さらには退去強制の強権を発動するなどは韓国人には耐えがたい事実である」と指適した。また、韓日法的地位条約締結時の日本側代表や韓国側代表の見解と、現在の適用の仕方にもずれがあることなども指適した。

さらに佐藤氏は「植民地時代を考えずともフランスやドイツなどの永住許可制度をみれば、その誤ちの大きさは一目瞭然である。」と述べた。

今回は、2月21日、同地裁で行なわれ、李仁夏氏(在日大韓基督教川崎教会牧師、関東民関連代表)が証言する。

■法的地位・韓日実務者会談行なわれる

在日韓国人の法的地位問題をめぐる第5回韓日実務者会談がさる'76年11月24日から同月30日にかけて行なわれた。この実務者会談は、金大中氏ら致事件など韓日間をめぐる政治的あつれきのため5年間も中断されていた。

この会談では、①協定永住権未申請者の取扱い問題②在日韓国人の再入国許可の複数化および駐韓日本大使館での延長措置③密入国者の強制退去問題④在日韓国人に対する国民年金、児童手当支給、公営住宅入居権問題などが討議された。

会談では、合意に達したものはなかった。

今回は、'77年2月中にソウルで行なわれる予定。

■行政差別撤廃闘争

〔静岡市〕

静岡韓国人福祉増進連絡協議会（静岡韓福連）は12月3日、は静岡市に対し在日同胞にも児童手当の支給を実施するよう申し入れた。これに対し市側は、現在の国の法律には差別があることは認めながらも、児童手当に関しては国の委任業務だから応じられないと拒否した。

〔長野県〕

長野韓国人福祉増進連絡協議会は、県及び県下各市町村に公営住宅入居資格、児童手当支給、就学通知など4項目にわたる行政差別撤廃の要望書を送付したが、この程回答があった。回答のほとんどが婉曲的な拒否であったが、中には「憲法は日本国民のみを対象としており、外国人にまでおよぶものとは解されません」というのがあった。

〔福岡県〕

民団福岡県本部は、亀井知事に対し、公営住宅入居資格、児童手当支給、就学通知送付など問題に対し、在日韓国人の待遇改善を要望した。これに対し知事は「来春早々要望に基づき意にそえるよう前向きに検討する」と回答した。

〔北九州市〕

北九州市は、崔昌華氏ら在日韓国人団体からの行政差別撤廃の要求に対し、さる12月22日の話し合いの席上①公営住宅入居資格を'77年度から認める②児童手当については意にそうよう努力する③韓国人児童に対する就学通知は、教育委員会と協議し善処する、との回答をした。

■司法修習生採用拒否事件

司法試験に合格し、弁護士になることを希望している金敬得氏が最高裁の司法修習生採用の選考要項の欠格事由に「日本国籍を有しない者」とあるため、その道を閉ざされていると世論に訴えたことによって、同胞、法曹

関係者の関心を集めている（民間連ニュース第16号参照）中で、さる1月19日、最高裁は定例の裁判官会議をもった。

金敬得君を支援する会や関係者たちは、この会議で金敬得氏の問題に対し最高裁は何らかの結論を出すのではないかと期待を持っていたが、同日、最高裁から入った連絡によると、この日は議題にのぼらず結論を持ち越したという。

最高裁としては12月15日にこの問題についての意見を法務省、日弁連に求めることを表明しており、また司法修習生採用についての可否辞令が出る「3月までには何らかの形で結論を出す」という返事も、この日支援する会に伝えられた。

なお、1月7日に在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会（代表幹事、徐龍達桃山学院大教授）が最高裁に差別処置を撤廃するよう求めた要望書を提出したのをはじめ、1月24日には金敬得君を支援する会が約60名を集めて集会を持つなど、同胞の関心は増々高まりつつある。

・資料集「在日朝鮮人金敬得氏の司法修習問題」 金敬得君を支援する会刊 300円

■樺太抑留韓国人帰還訴訟

去る12月23日、第6回口頭弁論が東京地裁で開かれ、原告側から準備書面が提出された。

この準備書面は、現在の樺太抑留韓国人の状況は、国家総動員体制、サンフランシスコ条約の“朝鮮半島における主権放棄”の条約締結の当事者である国が作り出したもので、樺太抑留韓国人らと同じ法令を適用されて動員され、すでに家庭に復帰した日本人と同じく、韓国人も家庭復帰させる義務があり、これを認めないのは差別である。としている。

この問題については、すでに世界のキリスト教関係者も深い関心を持ち、国際世論の喚起につとめているが、在日大韓基督教会、日本キリスト教協議会、日本友和会のキリスト

教3団体が世界的な雑誌タイムに「サハリン抑留韓国人を救え」という主旨の意見広告を掲載した。

■本名呼称裁判

在日大韓基督教会小倉教会の崔昌華牧師がNHKを相手どり起した、いわゆる一円訴訟人格権訴訟の第5回公判が11月1日福岡地裁小倉支部で行なわれた。しかし鍋山裁判長は、原告側証人の金榮植牧師の証言後突然結審を言い渡した。

この結審について、崔牧師らは、NHKの主張の矛盾点をあげはじめたばかりで、証人も9人申請しているのに1人しか採用しないし、まだまだこれから論議を進めなければならない段階での措置だけに、不満と驚きをもって受けとめている。

判決は、2月14日に行なわれるが、崔牧師は、「判決内容に不満があれば、当然上告する」と言っている。

■中央公論社が「朝鮮征伐」を訂正

中公新書「豊臣秀吉」に記載されている「朝鮮征伐」という記述の訂正を京都市の韓光雄（ハン・グァンウン）氏からもとめられていた中央公論社（嶋中鵬二社長）は、その非を認め、同記述を重版分については全部書き換え、在庫は廃棄処分することを決めた。

■日本人キリスト者が「在日韓国人民族差別を考える」シンポジウム

去る1月15日、日本キリスト教団日韓連帯特別委員会は、在日韓国・朝鮮人問題をどのように教会がうけとめるかを考える為、表記のテーマでシンポジウムを持った。

このシンポジウムで、講演者のキョ・ギビョン氏は「在日朝鮮人は、戦前日本帝国主義によって土地を奪われ、日本に流入した者、強制連行や徴用によって連れてこられた者およびその子孫である。戦後日本は自由になったから、朝鮮人にも自由があるはずだといわれるが、法的身分はおろわ、住宅、職業、金融等も、極めて制限され締め出され

ているのに自由があるはずがない」と指摘し、在日朝鮮人は主体性回復のために民族教育を確立しなければならないし、日本人は在日朝鮮人の主体性を認め、差別しないようにしなければならないと訴えた。

この後、二人の発題者から、申京煥氏の裁判、韓国の第二民主救国宣言に対する支援について具体的な問題提起があった。

最後に、教会の運動は、善意や同情にとどまるのではなく、差別され抑圧されている特定の人間に具体的にに関わり続けなければならないということを確認した。

■張勲（チャン・フン）選手が講演会

プロ野球読売巨人軍の張勲選手が、大阪市立中川小学校の民族学級のPTAの招請で、同胞小学生、日本人小学生、一般の人たち約1,000人の前で講演した。

壇上にあがった張勲選手は「アンニョン・ハシムニカ。張本、本名チャン・フンです」と挨拶した後、約20分にわたって、多くの困難を抱えながらも、努力したおかげで野球技術も上達したと語り「みなさんも何事も一生懸命やって下さい。それからオモニを大切にしましょう」と子供たちに話しかけた。

ある先生は「張選手のおかげで、子供たちの心の中にある韓国人としての葛藤がぶつ切り切れてなくなったようです」と話していた。

■「天使の園」保育園、園長が閉鎖宣言

大阪の同胞密集地域・生野区は、府下でも最も保育所が不足しているところであるが、そんな中で同胞子弟が90名もいる「天使の園」保育園の園長が突然、園閉鎖宣言をしたため、オモニたちを悩ませている。

事の起りは、同保育園の保母たちが園長の放漫経営に対し、園長に釈明を求めたことから始まっている。そして、園長は保母たちの話し合いがつづく過程で、給食室の冷蔵庫にくさったゴミを入れるなど、子供たちの生命にかかわることもしばしばで、これに対する保母たちの抗議の中でこの園閉鎖宣言が出てきたもの。

このことに対し、同保育園の保母やオモニたちが園長に園閉鎖の撤回を求めて話し合いを続けてきたがラチのあかないまま。このため大阪市民生局保育部と生野福祉事務所に救済をもとめたところ、園の存続に関しては園長の権限であるので園長に要請するしかないとの返事しかなかった。そこで、同保育園の土地、建物はカトリック大阪教会のものであるため、同教会からも園長に園返還要求が出されたが、これに対しても園長は居住権を楯に拒否するという始末。

同保育園の職員と保護者会はこの問題を「地域問題懇談会」(KCC・在日韓国基督教教会館主催)で訴え、閉鎖撤回の署名運動を進めている。

■第5回「生野区民クリスマス」開催される

去る12月11日、大阪市立小路小学校講堂で「第5回生野区民クリスマス」が開かれた。

この区民クリスマスは、KCC・在日韓国基督教教会館、関西韓国YMCAなどの団体が実行委員会を結成し、同胞子弟が多く通う同区内の小学校を“持ちまわり”で開催し、同胞と日本人の子供たちに交流の輪を広げたいと毎年計画されている。

楽器演奏、合唱、人形劇、手品等の催しものに開場を埋めた500人の子供たちは大喜びしていた。

■「イカイノ共助組合」が発足

地域の同胞に生活資金を低利息で援助しようという共助組合が、去る12月12日、約60人の会員を集めてスタートした。

これは、KCCが中心となって発足させたもので、1口1,000円の会費で同組合の会員になり、融資を受けるワケはかけ金の口数に関係がなく、利息は1ヶ月1%という負担の少ないもの。

現在、同組合の会費による資金総計は50万円程で、1人が1回に受けられる融資額は5万円にすぎないが、同胞がお金を出し合って助け合っていくという精神の上に成り立っ

ているもので、同胞の意識変革に大きく寄与しうると注目されている。

同組合の姜南中(カン・ナムジュン)理事長、李清一(イー・チョンイル)副理事長ら関係者は、「同胞の場合、生活資金や事業資金の金ぐりのため、高利の金融機関に頼るのが現状で、その利息に泣かされてきたにがい経験がある。今後、組織をもっと広げてこのような同胞にとって気軽な資金援助の機関としたい。そのためには、同胞自らが“自分たちが育てる”という気持が必要」と語っている。

■民族紙に在日同胞消費生活アンケート

ある民族紙が在阪同胞500世帯を対象にその消費生活実態調査をし、この程その結果が公表された。

それによると、平均家族数4.9人、月平均家計支出20.3万円という結果が出た。これを各消費項目別に見ると、食費9.1万円、住居費0.8万円、光熱費1.4万円、衣服費1.7万円、医療・保健費1.5万円、文化教育費2.5万円、娯楽費1.2万円、嗜好品費2.3万円、その他1.1万円で総体的に赤字気味。平均エンゲル係数は42.1という数字が出た。

また、年平均所得は、277.4万円という数字が出たが、日本人の4.9人の家族の平均収入と比べるとかなり低い数字であるうえ、サービス業、工場経営の高額所得者の比率が高いアンケートであったため、生活の格差が大きく、なおかつ全体的に低い所得といえる。

また、同民族紙の述べるところによると、粗悪な住宅環境とカラーテレビ、ステレオ、車庫のない車というように、消費生活のアンバランスが目立つという。

このアンケートは、500世帯の職業別収入、支出はどうなっているのか、共稼ぎ業は何パーセントであるのか等、詳しい同胞の実態はつかむことが出来ないが、一つの目安になるものと思われる。

資 料 案 内

(R A I K 取 り 扱 い)

☆ R A I K 発 行 資 料

- ・全国版一在日韓国人の闘争一児童手当・公営住宅入居資格等の生活権擁護運動の記録 № 6 200円
- ・就職差別問題資料一糾弾!! 労働省・労務行政研究所 № 7 200円
- ・㊦ 資料集「外国人子弟の教育についての諸問題」 300円
- ・THE KOREAN MINORITY IN JAPAN: THEIR PROBLEMS 600円
- ・HOW LONG.O LORD: HOW LONG (樺太抑留韓国人問題) 400円
- ・民闘連ニュース 1号~17号(民闘連刊) 各150円
- ・第二回民闘連全国交流集会資料集(民闘連刊) 500円

☆ 日 立 闘 争 関 係 資 料

- ・原告(朴鐘碩)および被告(株式会社日立製作所)の主張
 朴君を囲む会刊(資料集№1) 300円
- ・証言集1 佐藤勝巳 " (" №3) 200円
- ・証言集3 梶村秀樹 " (" №4) 150円
- ・証言集4 李 殷 直 " (" №5) 150円
- ・朴鐘碩・就職差別裁判三年間の地平 " 400円
- ・日立就業差別裁判・判決全文 " 100円

☆ 各 運 動 体 そ の 他 の 発 行 資 料

- ・「マイノリティー問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総会刊 100円
- ・ㄱ 7 H (コ ゲ) 第 1 集 ~ 第 3 集 在日大韓基督教婦人会全国連合会刊 各300円
- ・燈台 第29号・第30号・第32号 在日大韓基督教青年会全国協議会刊 各300円
- ・地域運動の手引き " " 500円
- ・日韓両国間の正義と平和のために 日韓キリスト者連絡協議会刊 200円
- ・韓国通信 韓国問題キリスト者緊急会議刊 150円
- ・DOCUMENTS ON THE STRUGGLE FOR DEMOCRACY IN KOREA 2,000円
- ・韓国民主化闘争資料集 1973-1976 韓国問題キリスト者緊急会議刊 1,600円
- ・緊迫した韓国キリスト者の叫び 日本カトリック正義と平和協議会刊 200円
- ・3・1祈禱会事件により立件された司祭のためのミサ " 200円
- ・アジアの人権 1号~3号 アジア人権センター刊 各400円
- ・ヒロシマを持って帰りたい 韓国の原爆被害者を救援する市民の会刊 300円
- ・在日朝鮮人渡航史 300円
- ・申京煥君の強制送還を許すな、/ №1 申君を支える会刊 300円
- ・" " №2 " 200円
- ・自分の意志で堂々と帰りたい 資料集№3 " 150円
- ・申京煥君裁判資料 " 400円
- ・申京煥君を支える会全国ニュース " 各100円
- ・強制送還阻止、/ 一韓さん一家支援のために 韓さん一家を守る会刊 300円
- ・入管と縁を切りたい、/ №1 金鐘申さんの裁判をすすめる会刊 200円

・入管と縁を切りたい。／	№ 2	金鐘申さんの裁判をすすめる会刊	300円
・現代版創氏改名を許すな。／		人格権訴訟を支える会刊	500円
・在日朝鮮人金敬得氏の司法修習問題		金敬得君を支援する会刊	300円
・民族運動としての地域活動をめざして		川崎在日同胞の人権を守る会刊	200円
・さつツきの群れ — 京都韓国学園建設問題に関する資料集 —		京都在日外国人の民族教育を守る会刊	500円
・京都韓国学園建設促進。／	7・20集会報告集	京都韓国学園建設促進連絡会議刊	300円
・京都韓国学園問題		京都韓国学園建設促進青年協議会刊	200円
・川崎における地域運動 — 民族運動としての地域活動をめざして —	資料№ 1	川崎・在日同胞の人権を守る会刊	300円
・行政差別撤廃運動 — 尼崎市闘争記録集 —		民族差別と闘う兵庫連絡協議会刊	300円
・日本における朝鮮少数民族	エドワード・W・ワグナー著	湖北社刊	850円
・在日朝鮮人団体重要資料集		〃	3,200円
・在日朝鮮人処遇の推移と現状		〃	2,200円
・朝鮮解放運動史(1919年～1953年)		〃	2,600円
・国籍と人権	崔昌華 著	酒井書店	2,500円
・在日朝鮮人の諸問題	佐藤勝巳著	同成社	1,500円
・在日朝鮮人 — その差別と処遇の実態 —	佐藤勝巳著	〃	2,300円
・日本人教師にとわれているもの		在日朝鮮人生徒の教育を考える会刊	400円

☆日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会 発行資料

・우리말 を返せ。／の要求に応じて		400円
・民族学級をいかに進めようとしているか	資料集№ 1	400円
・在日朝鮮人教育の原点を探る 改訂版	〃 № 2	300円
・なぜこんなに朝鮮人が日本に住んでいるのだろうか	〃 № 3	200円
・なぜ日本の学校に多くの朝鮮の子どもたちが学ぶことになったのか		
— 民族学校閉鎖と再建への動きの歴史 —	〃 № 4	300円
・なぜ「本名を呼び、名のる」とりくみをやらなければならないか	〃 № 5	300円
・今日の朝鮮民族差別 — 深江小学校吉田校長の差別思想を斬る —	〃 № 6	300円
・関東大震災と朝鮮人虐殺	〃 № 7	400円
・歴史教科書にあらわれた朝鮮	〃 № 8	200円
・在日朝鮮人の法的地位 — 「韓さん一家」の問題を考えるにあたって —		
	資料集№ 9	200円
・矢田チヨソン友の会“強制連行”の地へゆく	〃 № 10	300円

☆大阪市外国人教育研究協議会 編集・発行資料

・関東大震災と朝鮮人虐殺物語		200円
・사람 (サラム) 民話編 1		150円
〃 〃 2		200円

編 集 後 記

■忙中に閑を見出し、自分の足もとをふり返った時、非常にあやうい地盤に立ちつくしている己を発見するに及んで、うろたえたという経験を読者の諸兄はしたことがあるだろうか。恐らくはあるであろうと思うが、そうした自分に気がついた時は、まさに冷汗三斗ものである。ばく然としたいいかたで、何んのことかわからないことと思うが、人と接し、話しを交わしている時にあるいは何か具体的なものと取り組んでいる時などに、そうした自分のキジャク性を見た時は、言うこと、なすこと支離滅裂となってしまう。

■ニユース発行の継続が、金銭的にも編集的にも困難な状況におち入りそうである。金に縁のない編集子であって見れば、読者のみがたよりです。また、この項は、マス目のひとマスひとマスが、格子のように見え、にげ場のない所に閉じこめられたような恐怖におそわれる。妙案はないものだろうか……とぐちってみたところでやるしかないと思ってみるものの、シンドイネー。

(B・J)

発行日 1977年1月15日

No.17号

頒価150円

發行人 李 仁 夏

在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)内

民族差別と闘う連絡協議会

〒160 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-52 TEL. 03-203-7575

民闘連 郵便振替番号 東京 4-30267 RAIK 郵便振替番号 東京 5-30268